

○白浜町猫よけ器貸出要綱

令和4年8月10日

要綱第63号

(目的)

第1条 この要綱は、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を貸出しすることにより、猫の敷地及び建物への侵入による汚物、悪臭、作物被害等を軽減し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、猫の侵入による被害を防止する目的に猫よけ器を使用する町民又は町内事業者とする。

(貸出台数)

第3条 貸出しする台数は、1世帯又は1事業者当たり1台とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用場所)

第4条 猫よけ器を使用する場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）が町内で管理する土地とする。

(貸出期間)

第5条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から14日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第6条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、町長に猫よけ器貸出申請書（別記様式）を提出して申請するものとする。

(貸出料)

第7条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の設置及び使用に伴う費用（電池の購入等に係る費用をいう。）は、借受者が負担するものとする。

(設置)

第8条 猫よけ器は、借受者が設置し、貸出期間内の維持管理を行うものとする。

(借受者の責務)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由より猫よけ器を滅失し、又は損傷した場合は、借受者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、町長がその都度決定する。

3 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた被害に関しては、借受者がその責任を負うものとし、町に対し一切請求できないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。